

平成 26 年（ワ）第 2782 号地位確認等請求事件

公正な判決を求める要請書

社会福祉法人多摩同胞会（以下法人）は、都内に 8 カ所の拠点施設を持つ社会福祉法人です。戦後間もなく母子寮施設を開所、現在では特別養護老人ホームなどの介護事業も展開し、自治体の指定管理者になるなど、幅広く事業を行っています。法人ではおおよそ 700 名を超える職員が働いています。

法人で働く竹高喜美子さん（以下竹高さん）は組合分会結成以来、分会執行委員長として職場の労働条件の改善にとりくんできました。同僚の声を聞き、慢性化した欠員状態の職場で横行する労働基準法違反の実態を是正するよう法人に強く要求してきました。

平成 25 年 12 月 18 日に府中市の実地指導を受けた法人は、指摘事項の責任を竹高さんに転嫁し、数々の悪質なパワーハラスメントを行いました。職場の「正常化」の名の下に不必要かつ過重な業務を背負わせた上、理事長のスーパーパイザーである金氏を四六時中張り付け、「法律がなければ殴りたい」「辞職しますか？」などの暴言を浴びせ続けました。さらに竹高さんに始末書を書くことを強要し、退勤のタイムカードを打刻させた上で法人の思い通りの始末書を書き上げるまで、残業を命じました。職場では仕事を与えず、同僚のいるエリアから隔離しました。法人は数々のパワーハラスメントを繰り返した末、竹高さんをデイサービスの主任から降格する懲戒処分を下しました。

平成 26 年 12 月 17 日、全国福祉保育労働組合東京地方本部調伯府中支部多摩同胞会分会は、竹高さんに対する不当な懲戒処分を撤回すること、数々のパワハラを謝罪すること、職員をパワハラで退職に追い込まないことを訴えて法人を東京地方裁判所に提訴しました。法廷では暴言の数々や法人の主張する竹高さんの不正行為は憶測の域を出ないものであることを法人が認めただけか、竹高さんに出した「改善命令」の結果が明らかになる前に常任委員会で懲戒処分を決めていたことなどが次々と明らかになりました。

証人尋問で竹高さんは「パワハラは自分で最後にしてほしい」と訴えました。法人にパワーハラスメントなどの不当な行為をやめさせ、竹高さんをはじめとする法人の労働者が安全かつ安心して働くことができることを望んでいます。

貴裁判所におかれましては、懲戒処分の無効とパワーハラスメントを認める公正な判断をされることをここに強く要請いたします。

年 月 日

氏名	住所

取扱い団体 全国福祉保育労働組合東京地方本部

〒111-0051 東京都台東区蔵前 4-6-8 サニープレイスビル 5F